

八代工業高校・定時制「学校生活心得」

1 <学校生活における注意点>

- ① 決められた時刻までに登校し、常に時間厳守を心がける。
登下校時は、靴履きとする。サンダル等は禁止。
- ② 服装頭髪の規定を遵守する。頭髪は染色・脱色を行わず、服装は高校生としてふさわしくあること。ピアス、ネックレス等の装飾品を身につけて登校しないこと。
- ③ 校内ではスマートフォンをマナーモードにし、授業中の使用は禁止とする。
教室以外の場所でのスマートフォンの使用は禁止とする。
考査中は電源を切り、身につけない。着信音、または使用した場合は特別指導の対象となる。
- ④ 全日制と共同で教室を使用するため、全日制のものには触れない。
- ⑤ 『ゴミ・飲み物のパックや空き缶』は指定の容器に入れる。
- ⑥ 盗難防止に努め、貴重品の管理や所持品の記名等徹底する。(無断借用禁止)
- ⑦ 金銭の貸し借りはしない。
- ⑧ 理由の如何を問わず、暴力行為・脅迫行為及びその他の反社会的行為は絶対にしてはならない。
- ⑨ 男女の交際は、常に健全であるよう心がけること。
- ⑩ 遊戯施設やその他の不健全な娯楽場所に入入りしてはならない。
- ⑪ 給食(パン・牛乳)は給食室で食べる。
- ⑫ 校外活動への参加(個人でのボランティア参加や競技者としての出場、マスメディアへの出演や掲載等)は「各種行事等参加出場届」を提出しなければならない。

2 <遅刻・欠席について>

- ① 仕事や病気による『遅刻・欠席』は、必ず担任に連絡すること。
(できるだけ、『遅刻・欠席』はしない。進路に不利となる)

3 <補導・被害を受けた場合>

- ①補導を受けた場合
 - ・生徒証明書の提示を求められたら必ず見せる。
 - ・学校名・学年氏名・担任名など素直に答える。
 - ・学校に必ず届ける。
- ②被害を受けた場合
 - ・直ちに学校・最寄りの警察署・交番に連絡する。
 - ・相手の特徴(背の高さ・髪型・服装・人相・人数など)を覚えておく。
 - ・交通事故の場合
相手の名前、住所、車種、車の色、ナンバーを記録しておき、外傷がなくても病院で診断を受けておく。学校にもすぐ届ける。

八代工業高校・定時制「交通規定」

登下校はもとより、日常生活においては交通安全に心がけ時間にゆとりを持ち、交通規則を遵守すること。

また、全ての交通用具において、通学を希望する者は、担任を通じて「**通学許可願**」を提出し、学校の許可を得なければならない。

(1) 自転車通学

ア 許可条件 「**通学許可願**」を提出した者

イ 整備不良は認めない。また、原則として自転車保険等へ加入すること。

ウ 自転車通学をするうえでの留意事項

(ア) 並進の禁止

(イ) 無灯火の禁止

(ウ) 二人乗りの禁止

(エ) 傘差し運転の禁止

(オ) スマートフォン・イヤホン等を使用しながらの運転禁止

(カ) 盗難防止のため二重ロックをしなければならない。

(キ) 自転車点検（交通用具安全点検）を受けること

(ク) 改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化となった。自身の命を守るためにも、ヘルメットの着用を推進する。

(2) 原動機付自転車（以後、原付とする）

通学に使用するバイクについては、原付（排気量50cc）のみとする。

ア 許可条件 「**免許取得願**」（新規）及び「**通学許可願**」を提出した者

イ 整備不良は認めない。また、任意保険へ必ず加入をすること。

ウ 留意事項

(ア) 安全運転に努めること

(イ) 違法改造の禁止

(ウ) 速度超過等の交通違反禁止

(エ) 二人乗りの禁止

(オ) 原付点検（交通用具安全点検）を受けること

(3) 自家用車

ア 許可条件 「**免許取得願**」（新規）及び「**通学許可願**」を提出した者

イ 整備不良は認めない。また、任意保険へ必ず加入をすること。

ウ 留意事項

(ア) 安全運転に努めること

(イ) 違法改造の禁止

(ウ) 速度超過等の交通違反禁止

(エ) 他生徒の送迎禁止

(オ) 自家用車点検（交通用具安全点検）を受けること

(カ) 会社の車や公用車での登校は原則として、認めない

(4) 公共交通機関

公共交通機関を利用する生徒は、車内のマナーを守り、他の乗客に迷惑をかけた
り、不快感を与えたりする行為をしないこと。

(5) 注意事項

ア 指定された駐車場・駐輪場に置き、原付、自家用車の貸借は認めない。

イ 二輪について、原付以外の免許取得・購入・使用は、認めない。

ウ 自動車で送迎を受ける場合の送迎者は保護者及び近親者とする。生徒同士や友人等の送迎は認めない。

エ 学校内での自転車・原付・自家用車などによる移動は禁止する。

オ 交通事故や違反などで警察から指導を受けた場合は、担任に報告をすること。